

令和6年度 道徳教育全体計画

【関係法令等】
 日本国憲法 教育基本法 学校教育法
 教育関係諸法規 学習指導要領 長崎県教育方針
 長崎県人権教育基本方針 長崎県教育振興基本計画

【校訓】
 元気に・たゆまず・美しく

【本県で重点化が求められる内容】

- 生命あるすべてのものをかけがえのないものとして尊重し、大切にすること。
- 父母や祖父母を敬愛し、命のつながりや家族の絆を大切にすること。
- あいさつや言葉遣いなど礼儀の大切さを知り、真心と思いやりの心をもって人と接すること。
- 家庭や地域の一員として、積極的に関わろうとする。
- 誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。
- 勤労や奉仕の喜びを知り、集団や社会に貢献しようとする。
- 善悪を判断し、進んでよい行いをする。
- 友だちと仲よく助け合う。
- 高い理想を求め、希望や志をもって生きようとする。
- 約束や決まりを守り、社会におけるマナーやモラルなどの社会規範を大切にすること。
- 自分の意思で責任をもって行動すること。
- 基本的な生活習慣を身に付け、素直に伸び伸びと生活すること。
- 我が国と郷土の伝統と文化を誇りに思う。

【教育目標】
 児童生徒が、個性を大切にしながら明るく元気に生活するとともに、自分の思いや考えを基に楽しく学び、身に付けた資質・能力を発揮して周りの人や地域、社会と豊かに関わりながら、自分の目標に向かって努力し、優しく美しい心情で自他を尊重する態度を高め、卒業後の自立と社会参加を図る。

【児童生徒や保護者、地域等の実態】

- 知的障害特別支援学校
- 小・中・高の一貫教育
- 長崎県の南西部に位置し、五島市に分校を、西海市に分教室を設置している。通学による児童生徒の居宅地域は広域である。また、近隣の知的障害児入所施設「みのり園」等からの通学生もいる。
- 近隣の小中学校や高等学校、児童生徒の居住地校との交流及び共同学習を行っている。

【道徳教育の重点目標】

- 命：一人一人の命を大切にすることを育てる。
- 協調：他者と互いに協力して行動する態度を育てる。
- 社会規律：学校や社会の決まりを守って生活する態度を育てる。

【めざす児童生徒像】

- ① 健康な心と体をつくる児童生徒
- ② 身に付けた資質・能力を活用し、主体的に行動する児童生徒
- ③ 目標をもち、学び続ける児童生徒
- ④ 自他を大切に、感性豊かで協調性のある児童生徒

各学部の道徳教育の目標

小学部	中学部	高等部
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の健康や安全に気を付けながら生活する態度と、身近な人を思いやる心を育てる。 ○ 友達と協力して活動したり、学級や学部の中で簡単な役割を果たしたりする態度を育てる。 ○ 学級や家庭などの決まりを知り、それらを守って生活する態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分や友達、家族などの健康や安全について考えて生活する態度と、身近な人に感謝する心を育てる。 ○ 友達や家族に思いやりをもって関わり、協力して学習したり、進んで家庭の手伝いをしたりする態度を育てる。 ○ 学校のルールを守り、社会の基本的な決まりを知り、守ろうとする態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生命の大切さを知り、人を思いやり、周囲に感謝する心を育てる。 ○ 周囲の人々と積極的に関わり、協力して身近な社会をよくしようとする態度を育てる。 ○ 集団の中で役割を自覚し、社会の一員として責任ある行動を取ろうとする態度を育てる。

※「特別の教科道徳」の内容は、各教科等を合わせた指導の中で指導する。

※高等部西彼杵分教室においては、「特別の教科道徳」の内容は、時間の指導を設定して指導する。

※児童生徒の実態に合わせ、以下の指導形態等と心の教育・人権教育の内容を関連付けて教育活動全体を通して指導する。

<p>【国語】 言語活動、伝え合う力、表現する力を高め豊かな感性や生きる力を養う。</p>	<p>【体育・保健体育】 自主的に健康な生活を実践する力を養う。</p>
<p>【算数】【数学】 日常の事象を数理的にとらえ、筋道を立てて考える力を養う。</p>	<p>【職業・家庭】【職業】【家庭】 職業生活及び家庭生活に必要な知識と技能を高め、実践的な態度を養う。働く活動を通して勤労観や職業観を養い、自己の将来の生き方や進路について意識を高め、生活する力を高める。</p>
<p>【音楽】 音楽的表現の喜びを味わわせ、豊かな情操を育む。</p>	<p>【図画工作】【美術】 創造活動を通して、個性を尊重し、美に感動するなど豊かな情操を育む。</p>
<p>【理科】 自然の仕組みや働きを理解し、自然を大切にすることの態度を育てる。</p>	<p>【社会】 社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。</p>
<p>【日常生活の指導】 実際の生活の中で、基本的な生活習慣、あいさつ、決まりを守るなどの集団生活上の知識・技能を高める。</p>	
<p>【生活単元学習】 自立的な生活に必要な内容を实际的・総合的に学習することで、課題を処理し、問題を解決する力を養い、生活上望ましい習慣や態度を育む。</p>	
<p>【自立活動】 教育活動全体及び時間の指導を通して、障害に基づく生活上または学習上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識・技能・態度及び習慣を養う。また、心身の調和的発達の基礎を培い、それぞれの自立を目指す。</p>	
<p>【特別活動】 体験的な活動を通して、よりよい学級の生活や人間関係を築こうとする活動において実際に言動に表すとともに、集団や社会の一員としての考え方を深めたり、身に付けたりする。</p>	
<p>【総合的な学習の時間】【総合的な探求の時間】 自ら課題を見つけ、問題解決をすることを通して、自己の生き方を考えることができるようにする。体験的な学習を通して、生きる力を育み、個性を伸ばすようにする。人権学習や平和学習と関連させ、自他を認め、人を愛する心を育てる。</p>	

生徒(生活)指導	児童会・生徒会活動の充実を図り、主体的に活動する力の育成(鶴南まつりの企画、あいさつ運動の推進など)
進路指導	自己理解と将来の夢や希望の育成 地域の企業や福祉施設等での社会体験学習を通して、職業観や勤労観、社会性の育成
家庭・地域社会との連携	学校・家庭・地域の相互理解と協力体制の確立(授業参観、家庭訪問の実施、個別の教育支援計画の策定、連絡帳による情報の共有、学校だより・ホームページによる情報発信) 鶴南まつりやバザー等による地域社会を含めた交流 保護者や地域への学校公開及び児童生徒作品展の地域での開催 運動会・体育祭や鶴南まつり等を毎年実施し、学習成果を公開 長崎っ子の心を見つめる教育週間 学校周辺地域のクリーン活動での地域の老人会との協働作業
環境の整備	学校図書の実用、読書週間の企画 学校周辺地域のクリーン活動 掲示物の工夫や児童生徒作品の展示などによる情操の育成
交流及び共同学習の推進	近隣の小中学校、高等学校との学校間交流の実施 小中学部においては居住地校交流の実施